

# 控訴審における罪に問われた障害者に対する「入口支援」の可能性 —島根県で取り組んだB氏事例を通じて—

## Possibility of the Diversion for Offender with a Disability in the Appeal Court

京 俊輔  
Shunsuke KYO

### 要 旨

島根県は社会福祉法人南高愛隣会（長崎県）の研究事業の一環として、起訴された高齢者や障害者に対し、福祉的視点からかれらの更生支援を検討する、いわゆる入口支援に取り組み始めている。島根県では2013年10月に社会福祉法人島根県社会福祉協議会内に障がい者調査支援委員会が立ち上げられて以降、これまでに4事案において入口支援を実施してきた。

本研究は、そのうちこの研究事業全体として初の試みとなった、在宅起訴（控訴）時点で入口支援を実施したB氏の事案を取り上げた。本研究では、この事案のなかで取り組まれた入口支援について、ソーシャルワークの事例として整理を試みた。また、勾留中と在宅起訴（控訴）時点の入口支援の比較を通じて、在宅起訴（控訴）における入口支援の可能性を検証した。その結果、入口支援の実施期間は勾留中とほぼ同じ約2ヶ月であったものの、在宅起訴（控訴）の場合は時間的制約、物理的制約が少なく、本人の障害特性等によって面回数等を柔軟に調整することができていたことが分かった。その一方で、判決後により福祉サービスとつながった場合に誰が再犯防止の責任を担うのか、弁護士との連携をどのように構築していくか等が課題として見えてきた。

**キーワード：罪に問われた障害者、入口支援、控訴審、更生支援、司法福祉**

### はじめに

島根県は2013年度から、社会福祉法人南高愛隣会（長崎県）が受託した平成25年度厚生労働省社会福祉推進事業「罪に問われた高齢・障がい者等への切れ目のない支援のための諸制度の構築事業」の一環として、2013年度から起訴された罪に問われた障害者の入口支援に取り組み始めている。2013年10月に島根県社会福祉協議会内に障がい者調査支援委員会が立ち上げられて以降、これまでに島根県内で4例の事案に取り組んできた。この4件のうち3件は起訴された障害者、残りの1件は実刑判決が出た後に控訴した障害者を対象に

した事案であった。上記南高愛隣会の研究事業では、これまでに主として対象としてきたのは起訴された障害者であったことから、島根県で対象にした控訴した障害者を対象にしたこの事案は全国的に注目を集めた。

本稿では、この控訴審事案に着目し、そのなかで取り組まれた入口支援を、ソーシャルワーク実践の事例として整理を試み、控訴時点における被疑者・被告人<sup>1)</sup>に対する入口支援のあり方を検討する。また起訴時点で取り組む入口支援との比較を通じて、控訴審における入口支援の可能性を見いだしていく。

## 1. 入口支援の概要

### (1) 入口支援導入の背景

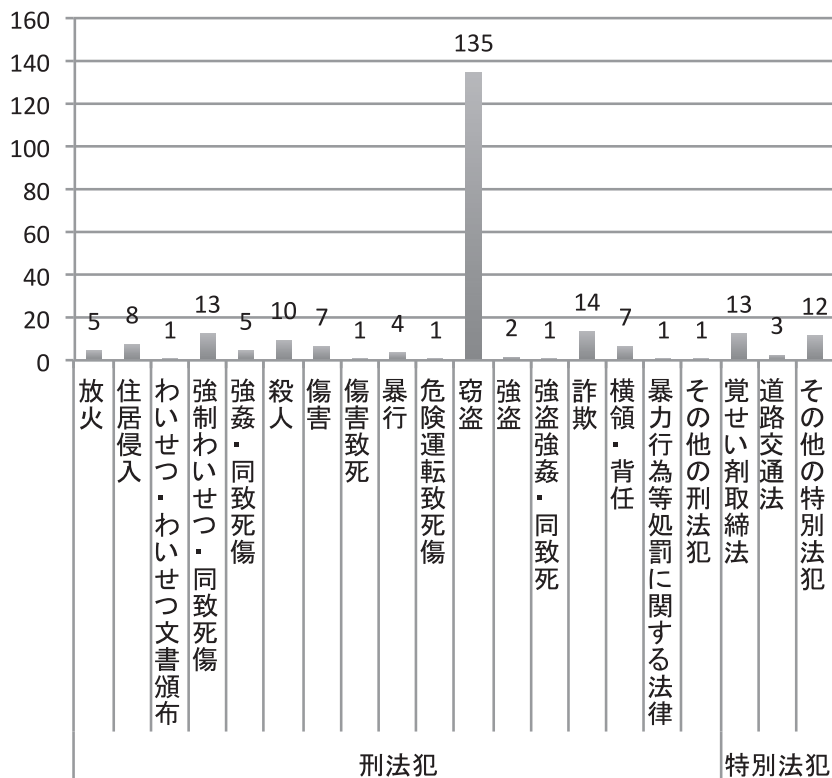
法務省の2013年の「平成25年矯正統計統計表」<sup>2)</sup>をもとに算出すると、新受刑者22,755名のうち「精神障害等の疑いのある者」は2,478名おり、そのうち244名が「知的障害の疑いのある者」<sup>3)</sup>となっている。この244名の「知的障害の疑いのある者」に着目してみると、他の受刑者には見ることのできない傾向が見えてくる。その一つが入所度数である(表1)。「知的障害の疑いのある者」の77.9%が2回以上の入所という結果となっており、8割近くの新受刑者が過去に何らかの罪により入所したことがあることを説明している。「精神障害なし」(57.8%)、「人格障害」(61.2%)、「神経性障害」(62.5%)、「その他の精神障害」(69.4%)と比較してもその割合の高さは突出している<sup>4)</sup>。

表1 新受刑者の矯正施設入所度数(2013年)

調査区分		総数	精神障害なし	知的障害	人格障害	神経症性障害	その他の精神障害	不詳
25	総数	22,755	20,227	244	129	419	1,665	71
	男	20,643	18,598	231	88	316	1,350	60
	女	2,112	1,629	13	41	103	315	11
入所度数								
1度	男	8,150	7,601	48	23	97	340	41
	女	1,198	928	6	27	60	169	8
2度	男	3,720	3,363	62	20	55	212	8
	女	421	333	4	5	19	58	2
3度	男	2,484	2,204	32	14	46	187	1
	女	229	168	1	4	10	46	—
4度	男	1,762	1,532	21	13	33	159	4
	女	98	74	—	2	5	17	—
5度	男	1,163	992	17	3	29	121	1
	女	62	46	1	1	5	9	—
6～9度	男	2,338	2,007	29	7	47	243	5
	女	78	58	—	2	4	13	1
10度以上	男	1,026	899	22	8	9	88	—
	女	26	22	1	—	—	3	—

法務省「平成25年矯正統計統計表」をもとに作成

もう一つが受刑に至った罪名である（図1）。244名の「知的障害の疑いのある者」の罪名は、「窃盗」が最も高く135名（55.3%）となっている。他の受刑者にとっても「窃盗」の占める割合は高いものの、「精神障害なし」（30%）、「人格障害」（23.2%）、「神経症性障害」（23.1%）、「その他の精神障害」（20.6%）となっている。それぞれの母数に違いがあるため押し並べて比較することはできないが、これらデータからは、「窃盗」によって服役する知的障害の疑いのある受刑者が多いこと、かれら受刑者は複数回にわたり受刑している可能性があることがうかがえる。さらに言及すれば、この傾向は長年にわたって見られる傾向である（内田・谷村ほか2011）。なぜかれらは犯罪を繰り返すのか。



法務省「平成25年矯正統計統計表」をもとに作成

図1 知的障害の疑いのある新受刑者の主な罪名

福祉的視点でかれらをとらえると、かれら個人のIQや障害特性だけでなく、生育歴や家庭環境や対人関係、犯行時につながりのあった社会資源等が見えてくる。かれらのほとんどが社会的孤立状態だったこと、障害が軽度であるがために福祉的支援を受けずに生活してきたこと、家族や親類とも疎遠になってきたこと等が傾向としてみられる。またそれに加えて虐待的生育環境であったりいじめ等を受けた過去を持つ者も多いとされる（浜井2011,2012；小野2011；副島2011；岩田2013）。複数回服役するその一つの理由として浜井

(2012:88) は「困窮や社会的孤立から罪を犯したケースが多いため、いくら本人たちが反省したうえで社会に戻っても、根本的な問題が解決していなければ再び罪を犯して刑事司法手続きの中に戻ってくる」ことを指摘する。つまり罪を犯した知的障害者は、犯行時の生活および矯正施設退所後の生活はほとんど変わりがなく、常に社会的孤立状態におかれているということが説明できる。

## (2) 海外の研究動向

受刑者に見られるこれら傾向はわが国のみに見られるものではない。わが国に先駆けて、海外では1990年代以降から、罪を犯した障害者の実態および支援に関する研究が、①警察および矯正施設内における知的障害者の実態、②罪を犯した障害者の地域生活、③司法におけるソーシャルワークを中心に広がってきている。

警察および矯正施設内における知的障害者の実態に関する研究では、Gudjonsson et.al (1993) が、ロンドン市内の2つの警察署に勾留されている容疑者の約8.6%がIQ70以下であり、約42%がIQ70-79の境界域にいることを明らかにしている。また起訴された被疑者・被告人を対象にしたLyll et.al (1995) の研究では、イギリス国内で起訴された被疑者・被告人の約15%に知的障害の疑いがあることが明らかにされ、Hays (1993,1996) の研究では、オーストラリアで起訴された被疑者・被告人を対象に調査した結果、約14%に知的障害の傾向があることが示された。

罪を犯した障害者の地域生活に関する研究では、執行猶予の判決が出され、地域で生活している元被告人に対して行ったMason and Murphy (2002) の研究で興味深い結果が示されている。かれらは、90名の執行猶予を受けた元被告人の約68%がその後も失業状態に陥っており、その多くがIQ60程度の知的能力しかないとされながらも、いずれも障害福祉サービスとつながっていない、日本で言うところの社会的孤立状態にあるという実態を明らかにした。またRoberts and Brownwell (1999) やLindsay et.al (2006) の研究では、元被告人が犯した罪の種類は、窃盗がもっとも多だけでなく、上記状況の中で特に知的障害者は再び罪を犯す可能性が高いことが懸念されてきた。

被疑者・被告人の障害有無、地域生活の実情をふまえ、イギリスのLindsay (2002)、Lindsay et.al (2006) らにより、警察による取り調べ時点や検察による起訴時点でかれらに対する福祉的支援を検討し、刑事罰からダイバートしていく必要性が主張されるようになった。それらを契機にして、各国でそのシステム構築がめざされるようになってきた。

各国の支援システムを俯瞰してみると、こんにちイギリスやカナダのような警察段階から介入するモデルがある一方で、オーストラリアのように起訴された被疑者・被告人の判決前調査として介入するモデル等がある(野村 2012, 田崎 2012, 水藤2010)。そのなかで、わが国における入口支援は、オーストラリア・ビクトリア州が採用する社会内処遇のモデルを参考にしているといえる。オーストラリア・ビクトリア州では、ヒューマン・サービ

ス省が判決前調査として、ソーシャルワーカーが被疑者・被告人をアセスメントし、福祉サービスを利用しながら更生をめざすための「ジャスティス・プラン」を作成するというシステムが確立している。裁判所はそのプランをふまえて拘禁刑とするか、社会内処遇とするかを判断している（水藤2013, Taylor 2013）。

### （３）司法福祉における入口支援の位置づけ

わが国では、厚生労働科学研究「触法・被疑者となった高齢・障害者への支援の研究」（平成21～23年度、障害者対策総合研究事業、研究代表者：田島良昭）において、受刑者に高齢者・障害者等が多く含まれる点が明らかにされ、この研究を機に司法と福祉が連携し、罪に問われた高齢者・障害者等に対する支援が全国的に展開するようになった。

その一つが、矯正施設出所者に対し福祉的支援等とつなげ、更生を図るための生活環境を整備することを目的とした出口支援である。出口支援は2009年度に各都道府県に設置された地域生活定着支援センターが中心となり、刑務所の社会福祉士や保護観察所等と連携しながら支援が展開されている（内閣府2013）。もう一つが本研究で取り上げる入口支援である。「加害者の行為（及び罪責）について、加害者の供述に基づいて作られた証拠としての調書なのであり、それに基づいて判決が下される」（浜井 2012:85）システムである刑事司法手続きのなかで、福祉的ニーズ等を確認したうえで非刑事罰的手段の採用を検討する、いわゆるダイバージョンを日本の司法制度に位置づけようとする試みである。

これら出口支援、入口支援ともソーシャルワークの視点を用いて入所者もしくは被疑者・被告人をアセスメントし、福祉的支援につなげる点が共通していることから、両者は司法と福祉の協働を前提としながらも、福祉の側がその役割を担うことが期待されている（原田 2010；藤原 2011；古川 2012）。なおこの事業は、平成25年度厚生労働省社会福祉推進事業「罪に問われた高齢・障がい者等への切れ目のない支援のための諸制度の構築事業」、平成26年度厚生労働省社会福祉推進事業「福祉による受け入れ促進及び支援の強化・充実のための研究事業」へと引き継がれている<sup>5)</sup>。

### （４）ソーシャルワークとしての入口支援

あらためて本稿で取り上げる入口支援は、「警察や検察という刑事司法の「入口」段階において『福祉』との連携を模索する動き」（田島 2013：13）としてわが国で始まった取組であり、その検討機関として障がい者調査支援委員会等の設置が進められている。しかしながら出所後の地域生活が前提となっている出口支援とは異なり、入口支援は対象者である被疑者・被告人が勾留中または起訴中であることから、時間や情報の制約があるなかで支援を検討する必要性を伴う。それだけでなく、そこで検討される更生支援計画は矯正施設に代えて福祉施設等で支援を受けた場合の被疑者・被告人の更生可能性を検討するためのアセスメントを経ねばならない（松村ほか 2013）。

司法福祉によるこうしたアプローチは、「ケースワークの一般的技法と何ら異なるところはない」（山口 1991:160）と説明されるように、ソーシャルワークの視点のなかでもケースワークを用いた支援が想定されている（原田 2010；藤原 2011；古川 2012）。入口支援も例外ではなく、「事務局が集めた情報に基づき、罪を犯した背景となった障がい特性や成育歴等を精査し、福祉による更生支援の可能性はもとより、地域で生活していくために望まれる矯正施設又は退所後の処遇プログラムのあり方を検討する」（南高愛隣会HP）<sup>6)</sup> ことがその目的とされており、この一文からもケースワークが意識されていることがわかる。しかしながら一般的なソーシャルワークとは異なり、こんにちの入口支援に要請されているのは更生支援計画書の作成までのプロセス、つまりインテークからプランニングまでであるといえる。

入口支援はまだ制度化される前の段階にあるため、全国的に被疑者・被告人に対するアセスメントを行い、その内容をふまえて更生支援計画書を作成し裁判所に提出するという共通した支援の枠組みは出来ているものの、弁護士会と社会福祉士会が連携するモデル<sup>7)</sup> や本稿で取り上げる地域生活定着支援センターが主導するモデル等、複数のモデルが存在する（日本社会福祉士会 2014）。島根県ではこのうち社会福祉法人南高愛隣会（長崎県）を中心に展開している地域生活定着支援センター主導型の「新長崎モデル」<sup>8)</sup> を採用し、島根県地域生活定着支援センターと島根県社会福祉協議会内に設置された障がい者調査支援委員会が中心となり入口支援を実施している。

なお、この「新長崎モデル」を採用した各県が平成25年度に実施した入口支援件数は、表 2 に示すとおりである。平成25年度全国で取り組まれた入口支援27件のうち4件が島根県で取り組まれたものであり、その対象者は全員が被告人であった。

表 2 平成25年度の入口支援実施状況

県名	設置年	支援件数	支援件数の内訳	
			被疑者	被告人
長崎	H23	2件	0名	2名
滋賀	H24	5件	0名	5名
宮城	H24	2件	0名	2名
島根	H25	4件	0名	4名
和歌山	H25	4件	0名	4名
計		17件	0名	17名

社会福祉法人南高愛隣会（2014）をもとに作成

## 2. 本研究の視点

これまでの「新長崎モデル」による入口支援は、いずれも被疑者・被告人が起訴されて



から判決が出るまでの約3ヶ月の間に実施されてきた。被疑者・被告人は、既述のとおり警察署等に勾留中であることが大半であるため、面会等に時間的制約が課されているだけでなく、物理的な隔りがある環境での面会となるため、情報蒐集、情報提供それぞれが限られたものになっていた。

そうしたなか、障がい者調査支援委員会が取り組む新しい試みとして、島根県で在宅起訴（控訴）時点における入口支援が実施された。対象となったのは、第一審で実刑判決が出た被告人B氏である。以下、この在宅起訴（控訴）時点での入口支援の事例をソーシャルワークの視点で整理し、これまでに取り組まれた入口支援と比較することを通じて、控訴審における入口支援の可能性を検証する。

なお、本稿で採用する事例は、島根県障害者地域生活定着支援センターの確認のもと、事例の本質を損なわない限りにおいて改変している。

### 3. 控訴審における入口支援-B氏の事例

#### (1) B氏プロフィール

罪名：窃盗

障がい種別：知的障害（IQ約50）

障がい者手帳：療育手帳（B）

年齢：70代前半

学歴：小・中学校は通常の学級を卒業。

職歴：中学卒業後にはパン工場に就職、その後食品工場や鉄工所等で勤務した経験がある（期間等は不明）。犯行時は新聞配達と畑仕事の手伝いをしていた。

相談者：国選弁護士

相談時の状況：懲役10月の実刑判決。控訴中。

犯歴：過去20年間に複数回の犯歴あり

B氏はショッピングセンターで窃盗（万引き）の容疑で逮捕された。過去にも複数回にわたり窃盗で逮捕された経験がある。入口支援の対象となった今回は食品（約160円）の窃盗だったが、これまでに複数回にわたる犯行で、「起訴猶予」、「執行猶予」および「保護観察付き執行猶予」の判決が出ていた経緯があったため、懲役10月の実刑判決が出されていた。国選弁護士により控訴された後に、島根県地域生活定着支援センターへ入口支援の依頼が来た。

今回の逮捕後に、第一審の国選弁護士によりB氏が生活困窮状態に陥っている点とB氏自身に知的障害があるという可能性が指摘されている。その後に生活保護の申請と療育手帳の取得（IQ約50）に至っているが、今回逮捕されるまでは福祉関係者との接点がほとんどないなかで生活をしてきていた（図2）。

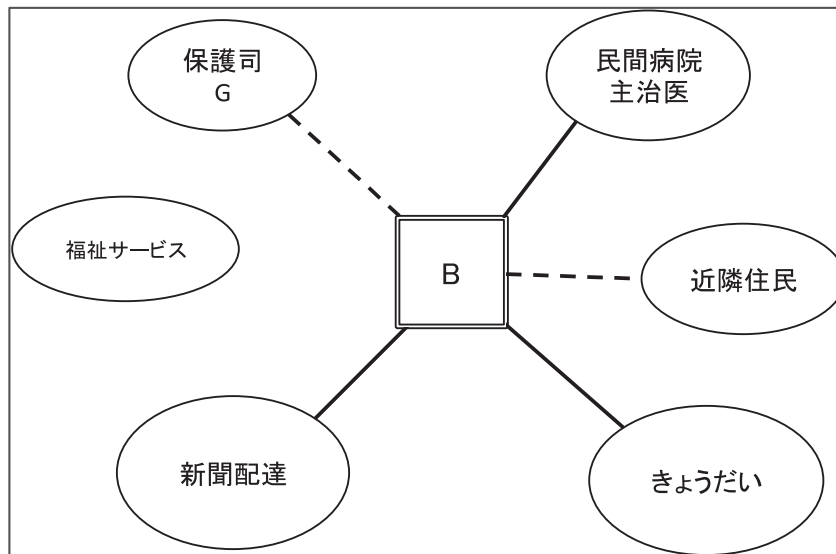


図2 B氏の逮捕時のエコマップ（筆者作成）

B氏は8人きょうだいの三男として出生した。地元の小学校と中学校を卒業し、卒業後はパン工場に就職をしている（期間は不明）。パン工場を辞めてからは定職に就くことは難しく、職を転々としてきた。逮捕された時点では新聞配達と知り合いの畑仕事を手伝っていた。

逮捕時の生活費は新聞配達の給与約2.2万円／月と老齢基礎年金約7.5万円／2月（1ヶ月につき約3.7万円）を合わせた約6万円だった。これに対する支出は、市営住宅家賃、光熱水費等と月4～5千円の食費を併せた約6万円であり、過去には月の生活費を捻出できずに、家賃滞納や光熱水費の滞納を繰り返していた。逮捕された時も所持金はほとんど残っていなかった（約1,500円）。

## （2）入口支援開始時の見通し

本事例は、障がい者調査支援委員会が過去に対象としてこなかった在宅起訴（控訴）時点における入口支援となった。これまでの入口支援は取り調べ時点もしくは起訴時点で取り組まれたものが全てであった一方で、本事例では、B氏はすでに第一審において実刑判決（懲役10月）が出されていた。このような違いがあるなかで、控訴審段階において入口支援を実施したとしても、入口支援そのものが刑事司法の流れの中で認められるかどうかという点は見通せていなかった。また入口支援を通じて作成される調査支援報告書および更生支援計画書を裁判所に提出し受理されたとしても、B氏の控訴審判決で原判決が覆るかどうかについても見通しが立たない状況だった。



### (3) 入口支援のプロセス

控訴から約半月経過した時点で、国選弁護人から島根県地域生活定着支援センターに入口支援の依頼があり、これを受理した。

#### ① インテークからアセスメント（受理後～1ヶ月目）

入口支援の依頼を受理してから約1週間後に、国選弁護人および家族から島根県地域生活定着支援センターに対し、B氏に関する情報の提供があった。その後にB氏宅で島根県地域生活定着支援センター職員が2週にわたり面会を実施した。面会を通じて本人の特徴や障害特性等を把握するとともに、自宅や生活する地域の様子を確認することを通じてB氏の福祉的ニーズを把握した。得られた情報はフェイスシートに整理された。またこの2回の面会の間にB氏の生活する市の行政関係者とケース会議を2回開催し、「原判決が破棄され、かつ執行猶予の判決が新たに出された場合」を想定し、行政関係者とも連携しながら福祉サービスの利用等を検討していくことを確認した。

ここまでの内容をもとに第1回の障がい者調査支援委員会が開催され、島根県地域生活定着支援センターで整理されたフェイスシートに記載された内容および上記の行政関係者との間で確認された事項等の説明をふまえ、B氏の事例が福祉の支援を通じて再犯を防止することが期待できるものであることを確認し、入口支援を実施することを確認した。

ケアマネジメントの実施については、B氏に知的障害があることと70代という年齢も考慮し、高齢者福祉と障害者福祉の両面から福祉サービスの利用を検討することにした。その検討結果を受け、第1回の障がい者調査支援委員会終了後に、B氏は介護保険サービスの利用に向けた要介護認定を申請している。

#### ② ケアマネジメントからプランニング（～2ヶ月目）

2ヶ月目に入ってすぐに自宅にて3回目の面会を実施した。国選弁護人とB氏の生活圏内にある障害者相談支援事業所の障害者相談支援専門員が同席し、B氏との間で障害福祉サービスの利用希望の有無について確認をした。またその際に障害福祉サービスの種類や利用方法等についてもB氏に情報提供している。

それらをふまえて臨んだ第1回公判では、控訴趣意書に基づく弁論および検察側による弁論があり、国選弁護人からは次回公判時に更生支援計画書を提出する予定であることが説明された。同日、公判終了後に障害者相談支援専門員、島根県地域生活定着支援センター職員およびB氏家族の同行のもと、実際に利用する可能性のある福祉サービス事業所を見学し、各サービスの具体的な内容および福祉サービスの利用手続きの方法について説明を受けた。

その1週間後には、F市内で金銭管理等の支援を担当しているF市権利擁護センター職員と国選弁護士、島根県地域生活定着支援センター職員がB氏宅を訪問し、これまでに整理してきたB氏の福祉的ニーズの確認と、金銭管理等も含めた福祉的支援を受けることに

ついて本人の同意を得た。

ここまでの内容をふまえて、同月下旬に第2回障がい者調査支援委員会が開催され、調査支援報告書（案）と更生支援計画書（案）が検討された。それとあわせて、委員会で検討された内容をもとに再度加筆・修正をしたものをB氏の調査支援報告書並びに更生支援計画書とすることを了承した。また、このケースは、控訴審であるという事情に鑑み、実刑判決が再度出された場合には、B氏を出口支援の対象とし、今回作成した調査支援報告書および更生支援計画書をふまえた福祉的支援を検討するよう申し送りすることもあわせて確認した。

### ③書類提出から判決まで

障がい者調査支援委員会で承認された調査支援報告書および更生支援計画書は、島根県地域生活定着支援センターを通じて1月下旬に国選弁護人に提出され、2月上旬の第2回公判時に裁判所に提出された。第2回公判では、本人に対して更生支援計画書に記載されている内容および支援を受ける意志の有無が確認された。あわせて、弁護側からB氏のケアマネジメントを担当した障害者相談支援専門員が証人として出廷し、アセスメント内容および更生支援計画書に記載されている福祉サービス等について説明をした。

2014年3月下旬に判決が言い渡され、第一審で出された原判決（懲役10月）が破棄され、新たに懲役1年6月保護観察付執行猶予5年が言い渡された。この判決は障がい者調査支援委員会を活用し、第一審の判決が覆った全国初の事例となった。

### （4）調査支援報告書と更生支援計画

上記プロセスを経て作成された調査支援報告書と更生支援計画書は次の通りである。

調査支援報告書は、B氏の障害特性や程度等を記した「背景・要因Ⅰ」、生育歴や生活環境等を記した「背景・要因Ⅱ」、福祉による更生支援の可能性を記した「更生支援」、更生支援をしていく上で考えられる福祉的支援を記した「必要な支援、環境」の4項目にまとめられ、ソーシャルワークの視点から得られたB氏個人の障害特性や、犯行に至った生活背景等の情報が整理された。また調査支援報告書には今回の逮捕をきっかけにして取得した療育手帳や、同じく逮捕後に受給が認められた生活保護等に関する情報も記載された。

B氏との4回の面会等を通じて、これまでの生活では、B氏のきょうだいや民間医療機関、逮捕時に勤めていた新聞配達の事業所等とのつながりはあったものの、それまで知的障害の診断がでていなかったことや健康状態が良好だったこともあり、福祉サービスや近隣住民との接点はほとんどないことが明らかになった。

金銭管理能力にも課題があることも分かってきた。高齢基礎年金は受給してきたものの、B氏自身で金銭管理することが難しかったことから、これまでに家賃や光熱費の滞納が続いてきたことも分かってきた。

表3 B氏の更生支援計画（一部修正）

更生支援計画

支援対象者氏名	B氏	支援目標	当面の支援目標 住み慣れた市営住宅での生活を継続し、生活保護ケースワーカーや日常生活自立支援事業の生活支援員の定期的な訪問を受ける。さらに、保護司G、地域生活支援センターH、F市支所を訪れ、本人の人間関係を増やし相談先を確保し社会的孤立を防ぐ。また、障がい者福祉サービス利用へ働きかけを行う。
計画作成日 (作成者)	平成26年●月●日 島根県地域生活定着支援センター	今後想定される支援目標	将来に向けて、本人が目的や役割を持って活動できる機会を整え、多くの人と接する場を作ることで、地域の中で大切だと思える居場所や人を認識することで、地域での自立更生を図る。また、介護保険サービスの利用の働きかけを行う。

支援する領域	支援内容	
	当面の支援内容及び実施方法	今後想定される支援
医療面	①市が実施する健康診断を案内する ②医療機関を受診継続できるように支援する 担当機関 ・F市役所支所（保健師） ・F市役所（ケースワーカー）	①市が実施する健康診断を案内する ・F市役所支所（保健師） ・F市役所（ケースワーカー）
収入面	①老齢基礎年金の継続受給 ②生活保護の受給継続 ③日常生活自立支援事業利用 ④携帯電話使用料の減免申請（携帯電話会社） ・F市年金事務所・F市ケースワーカー 担当機関 ・権利擁護センター ・島根県社会福祉協議会	①老齢基礎年金の継続受給 ②生活保護の受給継続 ③日常生活自立支援事業利用 ・F市年金事務所・F市ケースワーカー ・権利擁護センター ・島根県社会福祉協議会
居所・生活面	①市営住宅の居住継続 ②関係機関がそれぞれ最低1回/月、面接する ③きょうだいの訪問1回/2～3ヶ月 担当機関 ・島根県住宅供給公社 ・保護司G ・国選弁護士 ・島根県地域生活定着支援センター ・きょうだい	①市営住宅の居住継続 ②関係機関がそれぞれ最低1回/月、面接する ③障がい支援区分申請、移動支援の利用 ④介護保険利用申請、訪問型介護サービスの利用 ⑤きょうだいの訪問 ・島根県住宅供給公社 ・保護司G ・F市福祉推進課 ・地域生活支援センターH ・F市高齢者福祉課
就労面 (日中活動)	①新聞配達、畑仕事の継続 ②地域生活支援センターHの利用 1回/月 担当機関 ・F市ケースワーカー ・地域生活支援センターH	①新聞配達、畑仕事の継続 ②地域生活支援センターHの利用 1回/月 ・F市ケースワーカー ・地域生活支援センターH
支援関係者の連携	①地域個別支援調整会議を開催し、役割分担をして支援体制を作る 生活保護支給 F市ケースワーカー 金銭管理 権利擁護センター 収入申告・見守り F市I支所 相談先・見守り 保護司G 見守り きょうだい 昼間の居場所・見守り 地域生活支援センターH 連絡・調整 島根県地域生活定着支援センター	①帰住先の関係者により定期的にケース会議を開催し、関係者で連携して支援を行う。 生活保護支給 F市ケースワーカー 金銭管理 権利擁護センター 見守り F市I支所 見守り 保護司G 昼間の居場所・見守り 地域生活支援センターH 申請 F市高齢者福祉課 見守り きょうだい 連絡・調整 相談支援事業所C

さらにこれら面会を通じて、過去に保護観察付き執行猶予判決を受けた際にB氏を担当した保護司Gとは継続してつながりをもっていただけでなく保護観察期間中は再犯することなく生活してきたことも明らかになった。70代前半という被告人ではあるが、将来は新聞配達の仕事の続けながら生活したいという思いをもっているため、その思いを可能な限り実現出来るよう配慮することも記された。

更生支援計画は、調査支援報告書の内容をふまえて、「住み慣れた市営住宅での生活を継続し、生活保護ケースワーカーや日常生活自立支援事業の生活支援員の定期的な訪問を受ける。さらに保護司G、地域生活支援センターH、F市I支所を訪れ、本人の人間関係を増やし相談先を確保し社会的孤立を防ぐ。また障がい者福祉サービス利用への働きかけを行う」ことを「当面の支援目標」として設定した。また「将来に向けて本人が目的役割を持って活動できる機会を整え、多くの人と接する場を作ることで、地域の中で大切だと思

える居場所や人を認識することで、地域での自立更生を図る。また介護保険サービスの利用の働きかけを行う」を「今後想定される支援目標」<sup>9)</sup>として設定した(表3)。

これら支援目標を達成するための具体的な取組として、「医療面」「収入面」「居所・生活面」「就労面(日中活動)」および「支援関係者の連携」の項目ごとに計画が立てられた。「医療面」では、継続して民間病院に通院できるようF市のケースワーカーが働きかけるだけでなく、毎年F市で実施されている市の健康診断を案内することにした。「収入面」では、老齢基礎年金、新聞配達の賃金および生活保護費を主な収入源とした上で、日常生活自立支援事業を活用した金銭管理や、療育手帳取得により受けることの出来る携帯電話の利用料金の減免等を通じて経済的安定を図ることにした。「居所・生活面」では、これまで生活してきた市営住宅での生活を維持しつつ、再び社会的孤立状態に陥ってしまうことがないように保護司Gの協力も得ながら国選弁護士、島根県地域生活定着支援センター職員らが定期的に訪問することにした。保護司Gは過去に保護観察付き執行猶予判決を受けた際にB氏の担当であったことからすでに信頼関係が構築出来ているだけでなく、上述のとおり保護観察期間中にB氏は再犯しなかったことから、再び保護司Gとのつながりをもつことも再犯防止にとって重要になると考えられた。

また他県に住むB氏のきょうだいにも協力を仰ぎ、2、3ヶ月に1度の割合でB氏の自宅訪問をすることにした。「就労面(日中活動)」は、調査支援報告書に記載されたB氏の希望を出来るだけ尊重し、新聞配達と畑仕事を継続することを前提に、将来的に円滑に福祉サービスの利用へ移ることができるよう、地域生活支援センターHに月1回足を運び、

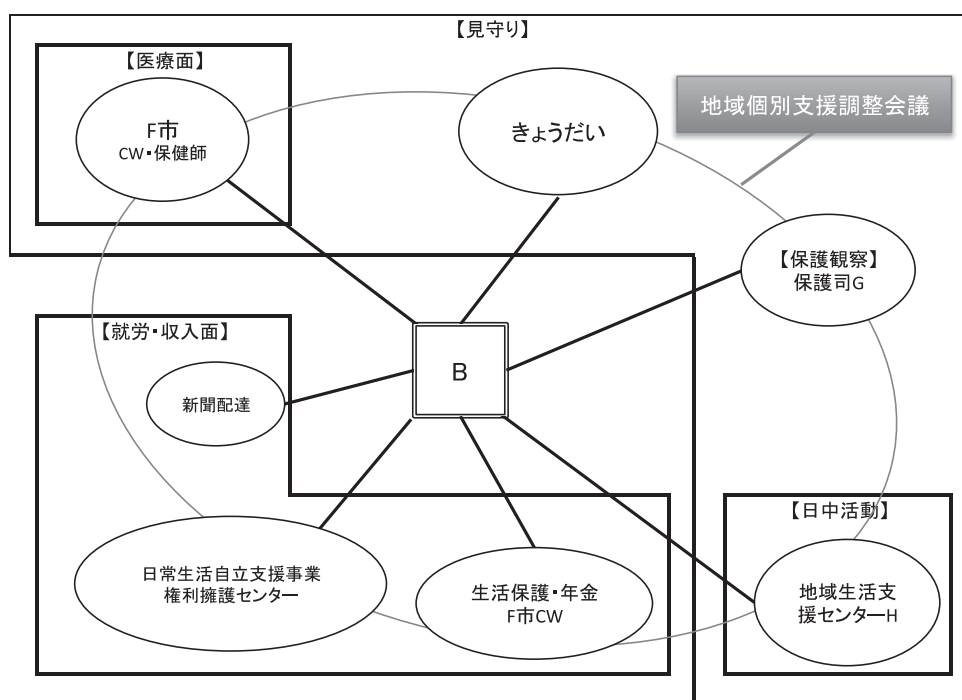


図3 更生支援計画書に基づく支援体制(筆者作成)

他の利用者との交流や軽易な作業等に取り組むことにした（図3）。これら関係者の連携を図るために、地域個別支援調整会議が組織され、定期的にB氏の支援の状況および生活の状況を共有することになった。

#### 4. 控訴審判決に対し入口支援が与えた影響

前述の通り、この入口支援の結果を受けて、裁判所はB氏の実刑判決（10月）を覆し、新たに懲役1年6月保護観察付執行猶予5年を言い渡している。判決のなかで裁判長は、次の点を強調した。

被告人は知能検査を受けた結果、IQ約50、精神年齢9歳との判定を受け、療育手帳（障害の程度B）の交付を受けたこと、県社協（社会福祉法人島根県社会福祉協議会）が県センター（島根県地域生活定着支援センター）と連携して被告人に係る更生支援計画を策定し、これによって計画的に金銭を管理することが困難な被告人に代わって、被告人名義の通帳並びに年金収入及び公共料金等の定期的な支出を管理したり、（中略）、被告人に適切な買い物を支援したりするなど金銭管理面のほか、医療、住居、就労等被告人の日常生活全般を含めて、県社協や県センター等の関係機関や、被告人のきょうだい、前回判決時に被告人の担当保護司となった保護司Gらが協力して、被告人の生活全般を支援する体制が整えられたことが認められる。（中略）。現時点において、被告人が上記の支援体制及び保護観察による監督の下で、社会内で規範意識を涵養し、再び窃盗に及ぶことなく更生することの可能性も否定しがたいというべきである。（判決理由一部改変）

この判決文から、調査支援報告書ならびに更生支援計画書が、B氏の控訴審において、量刑判断の根拠の一つになっていることが示された。つまりこの判決は、単にB氏の原判決が覆ったことを意味するのではなく、控訴審時点において、被疑者・被告人に障害の疑いがあることが分かった際にも入口支援を実施することが可能だということを示唆している。

#### 5. 起訴時点と在宅起訴（控訴）時点の入口支援

##### （1）在宅起訴（控訴）時点の入口支援の特長

本事例の場合も、これまでに取組まれてきた起訴時点の入口支援同様に、国選弁護人からの正式な依頼を受けてから、調査支援報告書および更生支援計画書を提出するまで約2ヶ月という限られた期間での取組となった。

しかしながら両者を比較すると、以下の相違点が見えてくる。被疑者勾留中に入口支援を実施した事例（京2014）では、島根県地域生活定着支援センターとの面会は、国選弁護



人からの正式依頼を受ける前に1回、入口支援開始後に1回の計2回にとどまっていた。面会をする場は警察署内の面会室のみであり、検察側の同意のもとで面会時間を延長することができたものの、面会時間は1回目が約20分、2回目が約1時間だった、また更生支援計画書作成までに被告人を施設見学等に連れて行くことは認められなかったため、被告人にとって福祉的支援を受けながら生活することを想起することはきわめて難しかったと考えられる。

一方で、在宅起訴（控訴）時点における本事例の場合、同じ約2ヶ月という期間ではあったものの、B氏宅における面会を4回、施設見学を1回それぞれ実現することができた。面会時間についても、本人が在宅した状態での控訴だったこともあり、時間的制約、物理的制約は少なく、本人の障害特性や理解度によって柔軟に調整することができた（表4）。

このことはB氏本人と福祉関係者間のラポール形成に効果があっただけでなく、B氏本人にとっても、控訴審終了後もしくは矯正施設出所後の具体的な生活を想起しやすくなったと考えられる。また施設見学の際には、きょうだいも同行することができただけでなく、上記面会にも立ち会うことも可能だったため、B氏の関係者もB氏が福祉的支援を受けながら生活する姿を想起することができたものと思われる。

支援者側にとっても、自宅訪問を複数回実施することにより、勾留中の入口支援では把握しきれなかった本人の生活環境を把握できるようになっただけでなく、日常生活圏内を想定した、より具体性をもったケアマネジメントが実施できていたと思われる。受入施設側にとっても、B氏本人の訪問が実現できたことでB氏の障害特性や性格、施設において必要とされる具体的な支援等の把握につながったことで、判決が出る前の段階で、判決後

表4 起訴時点における入口支援との比較

対象事例	起訴(勾留)時点 (A氏)	在宅起訴(控訴)時点 (B氏)
入口支援実施	約2ヶ月	約2ヶ月
面会回数	2回 (うち1回は受理前)	4回
面会場所	警察署面会室	自宅
面会時間	① 20分 ② 1時間(検察同意)	4回とも1時間程度
面会同席者 (入口支援に関するもののみ)	センター職員のみ	弁護士 センター職員 障害者相談支援専門員 権利擁護センター職員 家族
施設見学	不可	可
施設見学同行者	無	家族

京(2014)をもとに作成



にもしくは出所後に円滑なサービス利用へとつなげる準備ができていたと思われる。

総じて、被告人であるB氏、きょうだい、福祉関係者の三者間で面識および信頼関係ができていただけでなく、福祉的支援を受けながら生活するB氏の像を共有した状態で控訴審判決を待つことができたと言えよう。

ソーシャルワークの視点に立ってみても、このようにラポールが形成された上での取組となったことで、B氏の思いを可能な限り反映した更生支援計画の作成につなげることができたと考えられる。

## （２）控訴審時点の入口支援の課題

本事例を通じて控訴審における入口支援の課題も見えてきた。起訴時点での入口支援の場合、国選弁護人が、被疑者・被告人の障害の程度や罪状および過去の逮捕歴やその判決内容等に鑑みたときに、「執行猶予」や「保護観察付き執行猶予」の判決を期待できる事案を依頼してくる傾向にあった。B氏の事例の場合、すでに第一審で懲役10月の有罪判決が出されていた。すでに原判決で実刑となっていた本事例では、いくら具体的な内容であり、かつ福祉的支援を通じて再犯防止が期待できる更生支援計画であったとしても、その内容が原判決の破棄にまで影響するかどうかについては不明な状況であった。それだけでなく、控訴審での入口支援の結果を裁判所が受け付けるかどうかについても見通しがたたない状況だった。

福祉関係者等にとっても、B氏が実際に福祉サービスを利用するかは控訴審判決に委ねられていた。それだけでなく、原判決が破棄された場合は速やかに福祉サービスの利用手続きに移る必要があったため、控訴審の判決如何にかかわらず、B氏を即時受け入れることのできる支援体制を構築しておく必要があった。

B氏は障害があるとはいえ「罪を犯した人」であり、「罪を償った人」ではないという点にも言及しておく。これは起訴時点での入口支援でも言えることだが、福祉関係者は、上記体制を整える一方で「罪を犯した人」を「罪を償っていない」状態で受入をしなければならないという社会的な責任が発生する。本事例については障害福祉サービスの利用が想定されていたが、そのサービスを利用している間に再犯した場合は、誰の責任になるのかはこんにちも明確になっていない。少なくとも受け入れ先である障害福祉サービス側は被告人の受入を認めた以上、所在が明確になっていない責任を負うことになった点も指摘しておく必要がある。

B氏の場合、第一審の国選弁護人がB氏に知的障害がある可能性を指摘し、療育手帳の取得に至っている。またその内容が在宅起訴（控訴）時点で担当した国選弁護人に伝えられた結果、今回の入口支援の実施へとつながったという背景をもつ（廣澤・三宅 2014）。もし他の国選弁護人がそれぞれB氏の担当になっていたとしたら、B氏の知的障害に気づいていた可能性は低く、福祉的視点でB氏の生育歴や生活を把握することはできなかった

と考えられる。それだけでなく、仮に実刑判決が確定し、懲役になっていたとしたら、出所後の生活は逮捕前の状況と変化がなく、再び社会的孤立状態での生活や金銭管理できないことによる困窮、その結果としての窃盗という再犯、累犯の負のサイクルに陥ってしまう危険性があった。控訴審時点での入口支援の実施に関しても、従来の起訴時点での入口支援同様に、刑事司法制度上での取り調べもしくは面会の時点で、警察または弁護人がいかに被疑者・被告人の障害を疑うことができるかが重要になってくるといえる。

## おわりに

その後開催された障がい者調査支援委員会で、島根県地域生活定着支援センターを通じて判決後の生活について報告があった。判決後、B氏は金銭管理に当初は難色を示したものの、福祉的支援を受けたことによって、滞納していた家賃や光熱費を完済し、毎月貯金ができるようになった。これらの生活面の変化を実感することを通じて、福祉的支援を受けて生活することへの抵抗感はほとんど見られなくなっているとのことだった。

本事例を通じて、控訴審において裁判所が入口支援の結果を量刑判断する際に参考にするという前例を作ることができたことは、今後のわが国における罪に問われた高齢者・障害者等の処遇を検討する新しい可能性を提示したことになる。入口支援の展開過程をみても、勾留中の被疑者・被告人に対する物理的・時間的制約のあるなかでのソーシャルワーク実践と比較して、在宅起訴（控訴）時点での入口支援は、被告人の障害特性や思いを可能な限り反映したソーシャルワーク実践になっていたことに気づく。つまりソーシャルワークという専門的視点で見たとき、控訴審、特に本事例のような在宅起訴（控訴）における入口支援は、起訴時点で勾留されている段階での入口支援とは異なり、司法福祉がこれまで用いてきたソーシャルワークの機能をより効果的に活用できると考えられる。

ところで、本稿に先だって、B氏の事例を広澤・三宅（2014）が司法の視点から検証している。そのなかでも広澤・三宅は、B氏の実刑判決（10月）が覆り、新たに懲役1年6月保護観察付執行猶予5年が言い渡されたその司法の判断に、更生支援計画が大きく影響したととらえている。

彼らの検証でも、在宅起訴（控訴）時点での被疑者・被告人に対する入口支援に対し、新しい司法判断の可能性が指摘されている。しかしながら、司法の視点からも本稿同様に、計画作成期間の短さや入口支援で作成される更生支援計画が強制力を伴わないこと、もしB氏が勾留中であつたならば、同じ結果を得ることができたか分からなかった点が懸念されている。また本稿同様に、国選弁護人が異なっていればB氏が入口支援の対象とはならなかった可能性も指摘されており、こんにちの入口支援の内包する課題は司法、福祉両者から見ても共通するものとなっている。今後事例を積み上げていく中で、司法、福祉両面の協働を意識した検証をするとともに、そこから見えてきた課題をふまえ、司法制度への働きかけや被疑者・被告人に対するソーシャルワークの専門性を確立していく必要がある。

## 謝辞

本稿におけるB氏の事例を整理するにあたり、島根県地域生活定着支援センターの皆様  
に多くの面でご協力をいただきました。この場をお借りして御礼申し上げます。

## 註)

- 1) 事案のなかには、起訴された時点で療育手帳や精神障害者保健福祉手帳等を取得している人が  
いる一方で、「障害の疑い」という状態で入口支援を開始するケースもあるため、一概に「罪に  
問われた障害者」(傍点筆者)と断言できない面がある。そのため、本稿では起訴もしくは控訴  
中にある対象者を「被疑者・被告人」と表記している。
- 2) 法務省HP「平成25年矯正統計統計表」。  
(URL: [http://www.moj.go.jp/housei/toukei/toukei\\_ichiran\\_kousei.html](http://www.moj.go.jp/housei/toukei/toukei_ichiran_kousei.html) アクセス日2014年11  
月20日)
- 3) 受刑者の知的障害を判定する際に用いる検査はCAPASと呼ばれる検査であり、教育、医療、福  
祉で広く活用されているウェクスラー式や新版K式検査等とは異なるため、多少の誤差が生じ  
ている可能性がある。
- 4) 障がい者調査支援委員会は、社会福祉法人南高愛隣会が中心となって取り組む長崎県の実践や  
宮城県、滋賀県の実践を参考にし、①精神科医、②心理判定員、③精神保健福祉士または社会  
福祉士、④障害者相談支援専門員、⑤学識経験者の5名により構成されている。
- 5) 厚生労働省HP「平成26年度社会福祉推進事業の採択団体及び事業一覧」を参考にした。(URL:  
<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000048617.html> アクセス日:2015年1月23日)
- 6) 社会福祉法人南高愛隣会HP「罪に問われた高齢・障がい者等への切れ目のない支援のための諸  
制度の構築事業」の事業内容説明から引用している。  
(URL: [http://www.airinkai.or.jp/hasshin/kenkyu/shakaifukushi/gaiyou\\_h25.html](http://www.airinkai.or.jp/hasshin/kenkyu/shakaifukushi/gaiyou_h25.html) アクセス  
日:2014年12月7日)
- 7) 日本社会福祉士会(2014)によると、大阪府と神奈川県で弁護士会と社会福祉士会の連携によ  
る「弁護士・社会福祉士の連携モデル」が2013年度より開始されている。
- 8) 「新長崎モデル」導入前に、社会福祉法人南高愛隣会にて試行的に「長崎モデル」が作られてい  
た。長崎県内に設置された地域社会内訓練事業所と、障がい者調査支援委員会のモデルとなっ  
た判定委員会、更生のための福祉的支援プログラムを策定する更生プログラム開発委員会、支  
援をモニタリングする検証委員会という3つの委員会が連携し、被疑者・被告人が福祉的支援  
を受けながら更生を図ることが目指されていた。ただし、「長崎モデル」を展開していくにあた  
っては、刑事司法制度の改正が必要になるだけでなく、被疑者・被告人の更生を支援内容に入  
れた新たな福祉制度の設計が必要であることから、全国展開をしていくうえで、その導入が見  
送られている。
- 9) 本来福祉の支援計画は期間を定めた長期目標を定め、それを目指すべく短期目標が定められる。  
入口支援の場合、被疑者・被告人が警察勾留中であることが多いため、福祉サービス利用の期  
間を定めることが難しく、また被疑者・被告人の福祉的支援の受入度合いや変化の可能性が見

えないなかでの計画作成となっていたため、島根県障がい者調査支援委員会では、あえて期限を定めない目標を設定している。

## 引用文献

- 藤原正範 (2011) 「司法福祉の事例研究—試論と提言」『司法福祉研究』11, pp.100-8.
- 古川隆司 (2012) 「高齢犯罪者等の社会復帰支援の方法—地域生活定着支援事業および自立生活促進センターの実践からみて」『龍谷大学 矯正・保護総合センター研究年報』2, pp.88-96.
- 浜井浩一 (2011) 「触法障害者の支援—『司法と福祉の連携』を考える」『ノーマライゼーション』31 (4) pp. 9-13.
- 浜井浩一 (2012) 「犯罪者とはどんな人たちか？」廣井亮一編『加害者臨床』pp.84-103.
- 原田和明 (2010) 「発達障害のある少年を中心とした福祉と刑事司法の連携」浜井浩一・村井敏邦編『発達障害と福祉—非行少年の処遇を中心に』現代人文社, pp.200-15.
- 広澤努・三宅孝之 (2014) 「再犯・累犯者の社会内処遇—拘禁刑の代替 山陰での裁判ケース」『島大法学』58 (1・2) pp.1-27.
- 岩田直子 (2013) 「障害者の社会的孤立」河合克義・菅野道生・板倉香子編『社会的孤立問題への挑戦—分析の視座と福祉実践』法律文化社, pp.53-70.
- Gudjonson, G.H., Clare, I.C.H., Rutter, S. et.al (1993) : Persons at risk during interviews in police custody : the identification of vulnerabilities. The Royal Commission on Criminal Justice, Research Study 12. HMSO, London.
- Hays, S. (1993) : People with Intellectual Disabilities and the Criminal Justice System : Appearances Before Local Courts (4). New South Wales Reform Commission Report, Sydney.
- Hays, S. (1996) : People with an Intellectual Disability and the Criminal Justice System: Two Rural Courts (5). New South Wales Reform Commission Report, Sydney.
- 京俊輔 (2014) 「島根県における触法障害者の『入口支援』の展開過程及び課題の検討—A氏の事例を通して」『日本司法福祉学会第15回全国大会抄録集』pp.27-8.
- Lyall, I., Holland A.J and Collins S. (1995) : Offending by adults with learning disabilities : identifying need in one health district. Mental Handicap Research. 8, 99-102.
- Lindsay, W.R., Steele, L. Smith A.H.W et.al (2006) : A community forensic intellectual disability service: Twelve year follow up of referrals, analysis of referral patterns and assessment of harm reduction. Legal and Criminological Psychology, 11, pp.113-30.
- Lindsay, W.R. (2002) : Integration of Recent Review on Offenders with Intellectual Disabilities. Journal of Applied Research in Intellectual Disabilities. 15, pp.111-9.
- Mason, J. and Murphy, G. (2002) : Intellectual disability amongst people on probation : prevalence and outcome. Journal of Intellectual Disability Research. 46 (3), pp.230-38.
- 松村真美・副島洋明・大塚俊弘ほか (2013) 「触法・被疑者の地域社会内訓練事業の実施」田島良昭ほか『厚生労働科学研究 (障害者対策総合研究事業) 報告書 触法・被疑者となった高齢・障害者への支援の研究 (平成21-23年度)』pp.82-119.
- 水藤昌彦 (2010) 「オーストラリア・ビクトリア州における知的障害をもつ非行少年 (ジャスティ

- ス・クライアント)への処遇」浜井浩一・村井敏邦編著『発達障害と司法—非行少年の処遇を中心に』現代人文社, pp.216-36.
- 水藤昌彦 (2013)「オーストラリアの実情から学ぶ」加藤博史・水藤昌彦編著『司法福祉を学ぶ—総合的支援による人間回復への途』ミネルヴァ書房, pp.264-7.
- 内閣府 (2013)『平成25年版障害者白書』.
- 日本社会福祉士会 (2014)『被疑者・被告人への福祉的支援に冠する弁護士・社会福祉士の連携モデル推進事業報告書』.
- 野村貴光 (2013)「イギリスにおける被疑者・触法障害者に対する刑事司法制度と社会福祉制度との連携」田島良昭ほか『厚生労働科学研究 (障害者対策総合研究事業) 報告書 触法・被疑者となった高齢・障害者への支援の研究 (平成21-23年度)』 pp.146-51.
- 小野隆一 (2011)「矯正施設を退所した知的障害者への地域生活移行支援—施設での実践」 「罪を犯した知的・発達障害者への弁護活動を通して思うこと」『ノーマライゼーション』 31 (4), pp.18-21.
- Roberts, A.R.and Brownwell,P. (1999) : A Century of Forensic Social Work : Bridging the Past to the Present. Social Work. 44 (4), pp.359-69.
- 社会福祉法人南高愛隣会 (2014)『平成25年度厚生労働省社会福祉推進事業「罪に問われた高齢・障がい者等への切れ目のない支援のための諸制度の構築事業」報告書』.
- 副島洋明 (2011)「罪を犯した知的・発達障害者への弁護活動を通して思うこと」『ノーマライゼーション』 31 (4) pp.14-7.
- 田島良昭 (2013)「触法・被疑者となった高齢・障害者への支援の研究」田島良昭ほか『厚生労働科学研究 (障害者対策総合研究事業) 報告書 触法・被疑者となった高齢・障害者への支援の研究 (平成21-23年度)』 pp.9-15.
- 田崎倭文香 (2013)「カナダにおける警察段階での触法被疑者のダイバージョンに関する一考察」田島良昭ほか『厚生労働科学研究 (障害者対策総合研究事業) 報告書 触法・被疑者となった高齢・障害者への支援の研究 (平成21-23年度)』 pp.152-7.
- Taylor, K. (2013) : Justice Plans and Overview Reports in Disability Services, Victoria, Australia. =森久智江「オーストラリア・ビクトリア州・障害サービス局によるクライアント・オーバービュー・レポートとジャスティスプランについて」『龍谷大学矯正・保護総合センター研究年報』 3, pp.20-9.
- 内田扶喜子・谷村慎介・原田和明・水藤昌彦 (2011)『罪を犯した知的障がいのある人の弁護と支援—司法と福祉の協働実践』現代人文社.
- 山口幸男 (1991)『司法福祉論』ミネルヴァ書房.